

告示第 16 号

農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を次のように定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第8項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月16日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

記

1. 地域計画を作成した地域

- (1) 岩見構上地域
- (2) 助久地域
- (3) 鶉飼地域

2. 縦覧場所

太子町経済建設部産業経済課